

荒尾地域硝酸性窒素削減計画の概要

1 計画策定の背景

- (1) 硝酸性窒素による地下水汚染が本県でも顕著化しつつある。
- (2) 硝酸性窒素による地下水汚染は、汚染原因が多岐にわたり、有効な対策が取りにくい。
- (3) 硝酸性窒素による地下水汚染には、各種対策の総合化を図り、計画的かつ効果的な対策が必要。

2 地下水汚染の原因

- (1) 果樹等へ施肥された窒素肥料の溶脱
- (2) 家畜排せつ物及び生活排水の不適切な処理

3 計画の目的

「硝酸性窒素による地下水汚染を防止し、住民の健康の保護と生活環境の保全を図る」

4 計画の期間

- (1) 平成 15 年度～34 年度（20 年間）
- (2) 平成 15 年度～22 年度を初期段階として設定（平成 22 年度に更なる対策を検討）

5 計画の目標

- (1) 荒尾地域内の井戸から硝酸性窒素濃度及び地域配分等を考慮して 3 5 地点の指標井戸を選定し、これらの井戸における硝酸性窒素の変化から対策の効果を把握
- (2) 平成 1 4 年度硝酸性窒素濃度に応じて 3 つの濃度レベルに分け、それぞれ初期目標と最終目標を設定

目標水質

	達成水質	管理水質
設定	達成されるべき濃度	維持されることが望ましい濃度
目標値	10mg/L以下	5 mg/L以下

目 標

硝酸性窒素 濃度(井戸数)	初 期 目 標 (平成22年度)	最 終 目 標 (平成34年度)
10mg/L超過 (9)	10mg/Lを超過した井戸の割合が 10%以下となること	10mg/L以下となること
5 mg/L超過～ 10mg/L以下 (1 7)	5mg/Lを超過した井戸の割合が 20%以下となること	5mg/L以下となること
5 mg/L以下 (9)	現状濃度を維持又は現状濃度よりも低下すること	

6 対策の推進

(1) 対策における基本方針

- ア 総合的計画的な推進
- イ 地下水汚染の未然防止
- ウ 地域の特性に応じた対策の推進
- エ 農業従事者や生活排水処理対策対象者との協力

(2) 対策の体系

- ア 汚染防止対策
 - ・ 発生源対策（施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策）
 - ・ 窒素流通対策、啓発対策
- イ 飲用水対策

7 計画の推進

(1) 推進体制

県、荒尾市、JAの連携による横断的な対策を推進するとともに農業従事者等関係者と協力しながら対策を推進

(2) 進行管理

(3) 監視・測定体制の充実

(4) 調査・研究

(5) 啓発と情報提供